

第 6581 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 11日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ お釣りが出ない地域共通クーポンの取扱い

**Q** : GoToトラベルの地域共通クーポンは、お釣りを出さないとのことですが、990円の商品販売して1,000円分のクーポンを受け取った場合は、どのような処理になりますか？

**A** : 次のような処理になります。

### 【解説】

GoToトラベルは、国内旅行を対象に、旅行代金の2分の1相当額の給付を行うもので、そのうちの7割が旅行代金に充当され、3割が地域共通クーポンに充当されます。

消費税の課税事業者該当する地域共通クーポンの取扱店舗(土産物店等)が、レシート等により、通常販売価格が消費税(10%)込で990円(もしくは税抜価格800円、消費税額80円)であることを消費者に明示し、差額の10円について、雑収入など、不課税収入として経理している場合には、取扱店舗の課税売上げは900円(税抜)となります。

なお、取扱店舗が、通常販売価格と釣銭相当額をレシート等において区分していない場合には、消費税込1,000円で商品を買ったこととなりますので、取扱店舗の課税売上は909円(税抜)となります。

### 【地域共通クーポンの取扱店舗の処理例(税抜経理)】

	(商品販売時)	
未収入金	1,000 / 売上	900
	仮受消費税等	90
	雑収入	10
	(クーポン精算時)	
現金等	1,000 / 未収入金	1,000

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

